

答 申

1 審査会の結論

福岡県知事（以下「実施機関」という。）が、平成20年5月26日20介第399号-2及び第399号-3でそれぞれ行った部分開示決定（以下前者を「本件決定1」、後者を「本件決定2」、両者をまとめて「本件決定」という。）により非開示とした部分のうち、別表の「審査会の判断」において「開示」と判断した部分は開示すべきである。

2 異議申立てに係る対象公文書の開示決定状況

異議申立てに係る対象公文書（以下「本件公文書」という。）は、実施機関が平成19年8月10日に特定介護サービス事業者（以下「本件事業者」という。）に対し介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に基づいて実施した実地指導に関連して作成及び取得をした「実地指導の実施通知」（以下「本件公文書1」という。）及び「改善報告書（添付書類を含む。）」（以下「本件公文書2」という。）の2文書である。

実施機関は、本件公文書1については、福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号。以下「条例」という。）第7条第1項第4号の非開示事由に該当するとして本件決定1を、本件公文書2については、条例第7条第1項第1号、第2号及び第4号の非開示事由に該当するとして本件決定2を行った。

3 異議申立ての趣旨及び経過

（1）異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、実施機関が行った本件決定1及び本件決定2の取消しを求めるというものである。

（2）異議申立ての経過

ア 平成20年5月8日付けで、異議申立人は、実施機関に対し、条例第6条第1項の規定に基づき、本件公文書の開示請求を行った。

イ 平成20年5月26日付けで、実施機関は本件公文書について本件決定1及び本件決定2を行い、その旨を異議申立人に通知した。

ウ 平成20年7月24日付けで異議申立人は、本件決定1及び本件決定2を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 異議申立人の主張要旨

異議申立人の本件決定1及び本件決定2に対する主張を要約すると、次のとおりである。

(1) 本件決定 1 について

実施機関が非開示としたのは、不正・不当である。

(2) 本件決定 2 について

ア 条例第 7 条第 1 項第 1 号 (個人情報) 該当性

実施機関が非開示としたのは、不正・不当である。

人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要である。

イ 条例第 7 条第 1 項第 2 号 (事業情報) 該当性

異議申立人には施設で利用者に対しどのような対応があったか知る権利がある。

人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要である。

ウ 条例第 7 条第 1 項第 4 号 (行政運営情報) 該当性

実施機関が非開示としたのは、不正・不当である。

実施機関の实地指導に支障が生じるという理由で非開示とするのは認められない。

5 実施機関の説明要旨

実施機関が本件決定 1 及び本件決定 2 を行った理由を要約すると、次のとおりである。

(1) 本件決定 1 について

ア 条例第 7 条第 1 項第 4 号 (行政運営情報) 該当性

实地指導の実施通知に記録されている指導の形態が明らかになると、今後の实地指導に対する対策が容易になり、今後の実施機関による指導に支障が生じるため、非開示とした。

(2) 本件決定 2 について

ア 条例第 7 条第 1 項第 1 号 (個人情報) 該当性

(ア) 利用者及びその家族の個人情報

利用者の個人情報及びその家族の個人情報は、利用者の心身情報及びそれに応じた介護サービスの情報、家族関係等が含まれており、個人情報の中でも特に慎重に取り扱わなければならない。

そのため、氏名、生年月日、住所、被保険者番号だけでなく、利用している介護サービス事業者、介護サービスの内容、会議開催場所、入居室の名称、心身情報等についても、特定の者 (介護サービス事業者の関係者、同じ介護サービス事業者を利用している者等) に識別され、利用者等のプライバシーが侵害されるおそれがあるので、非開示とした。

(イ) 本件事業者職員の個人情報

本件事業者の職員の個人情報については、職員の氏名、職名だけでなく、職員の職名 (介護支援専門員、介護主任等) のみ記載されている部分も、上記と同様に特定の者に識別でき、当該職員の権利利益を害するおそれがあるので、非開示とした。

具体的には、介護サービスの利用者からの苦情については職責の範囲内であるが、公にすることにより、退職等で現在その任にない職員や、現職員であっても介護サービス以外の苦情が殺到するおそれもあり、本人の権利利益が侵害されるおそれがある。また、契約書様式等に記載している職員等の職名や氏名についても利用者、家族等関係者のみの配付しか予定されておらず、公にされることを予定しているものではなく、ただし書イに該当しない。

(ウ) 理事長等の個人情報

理事長、理事の署名については開示することにより偽造のおそれがあるため、非開示とした。

イ 条例第7条第1項第2号(事業情報)該当性

(ア) 苦情対応についての本件事業者の内規

公にすることにより本件事業者の苦情対応のノウハウが外部に流出し、苦情への適切な対応が困難になり、本件事業者の正当な権利利益を害するおそれがあるため、非開示とした。

(イ) 研修の具体的内容

研修の具体的内容については、記載した職員の主観が入り、また、本件事業者内部の未確定な検討内容や業務上の秘密が含まれている可能性があることから、本件事業者や研修を実施した事業者の正当な利益を害するおそれがあるため、消防署の講習のような一般的内容のものを除き、非開示とした。

(ウ) 理事会や会議の具体的内容

理事会や内部の会議における議論の内容及び結論は法人の内部の人事等の検討内容が含まれ、また、未確定な検討内容や法人の業務上の秘密が含まれている可能性があるから、法人の正当な利益を害するおそれがあるため、非開示とした。

(エ) 理事長印影

理事長印影については、偽造のおそれがあるため、非開示とした。

(オ) 本件事業者内部で使用される介護記録等の様式

本件事業者内部で使用される介護記録等の様式は、本件事業者のノウハウが含まれている可能性があるため、非開示とした。

ウ 条例第7条第1項第4号(行政運営情報)該当性

改善報告書に記録されている改善方法は、その方法が明らかになると、どの程度の改善報告で了となるかが判明し、今後の実地指導において支障が生じるため、非開示とした。

また、改善報告書の添付書類を公にすると、どの程度の改善報告で了となるかが判明し、今後の実地指導において支障が生じるため、非開示とした。

6 審査会の判断

(1) 介護サービス事業者に対する指導について

介護サービス事業者とは、要介護状態となった高齢者に対し、自立した日常生活を営むことができるよう、法に基づき、必要な医療サービス及び福祉サービスを提供する事業者のことである。

介護サービス事業者に対する指導は、法の規定に基づき都道府県知事が行うことができることされており、実施機関は、介護保険サービス事業者等指導及び監査実施要綱（平成12年9月28日付12介第188号。以下「要綱」という。）を定め、実際の指導は要綱に基づき行われている。

要綱によると、介護サービス事業者に対する指導は、介護給付等対象サービスの質の確保、保険給付の適正化及び利用者保護を図ることを目的として行われ、介護給付等対象サービスの取扱い及び介護報酬の請求等に関する事項について周知徹底させるとともに、法令等に照らし改善の必要があると認められる事項について、適切な助言及び指導を行うことを主眼として実施されている。

今回、本件事業者に対して行われたのは、指導の必要性が認められる事業者に対して行われる実地指導で、その概略は次のとおりである。

ア 指導対象事業者の選定

要綱に基づき、指導が必要と認められる事業者を選定する。

イ 実地指導の実施通知

実地指導の根拠規定、実施日、場所、指導担当者、出席者、準備すべき書類等を事業者へ通知する。

ウ 実地指導の実施

当日、関係者から関係書類を基に説明を求める。

エ 実地指導の結果通知

実地指導の結果、改善を要する事項は、改善報告を要する文書指摘事項、改善報告を要しない文書指導事項及び口頭指導事項に区分し、文書指摘事項及び文書指導事項については、その指摘及び指導の内容等を事業者へ通知する。

オ 改善報告書

文書指摘事項については、期限を定めて、事業者から改善報告書の提出を求め、その内容を確認し必要な措置をとるものとしている。

(2) 本件公文書の内容について

ア 本件公文書1について

本件公文書1は、上記(1)イの事業者への実地指導の実施通知であり、対象となる事業者及び事業所名、日時及び場所、指導の形態といった情報が記録されている。

実施機関は、このうち指導の形態が条例第7条第1項第4号に該当するとして非開示としている（別表の1(1)）。

イ 本件公文書 2 について

本件公文書 2 は、上記 (1) オの改善報告書及びその添付書類である。

改善報告書には、事業所名、所在地、事業者の印影、実地指導年月日、指摘事項、改善時期、改善方法といった情報が記録されている。一方、添付書類には、改善報告の内容の確認のために添付されたショートステイ日誌、研修計画書、事故防止のためのマニュアル等の関係書類がある。これらは 4 3 種類 1 8 9 ページに及び、改善報告書と同時に提出されたものと、改善報告書の提出後に実施機関の求めに応じて本件事業者から提出されたものが存在し、施設職員の氏名、苦情対応についての本件事業者の内規といった情報が記録されている。

実施機関は、このうち改善報告書の「改善方法」欄及び添付書類すべてを条例第 7 条第 1 項第 4 号に該当するとして非開示としている (別表の 2 (1))。

また、施設職員の氏名等が条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当するとして非開示としている (別表の 2 (2))。

さらに、苦情対応についての本件事業者の内規等が条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当するとして非開示としている (別表の 2 (3))。

(3) 開示・非開示の判断

ア 基本的な考え方

(ア) 条例第 7 条第 1 項第 1 号 (個人情報) 該当性

条例第 7 条第 1 項第 1 号は、「個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの (他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。) 又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、ただし書に該当する情報を除き、非開示とすると定めている。

a 特定個人の識別性の判断について

条文中の「他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるもの」とは、当該情報単独では特定の個人を識別することができないが、他の情報と照合することにより間接的に特定の個人を識別することができる情報をいい、照合の対象となる「他の情報」は、一般人が通常入手しうる情報を指し、関係者だけが有する特別な情報や、特別な調査をすれば入手し得るかもしれないような情報については通常「他の情報」に含まないと解される。

よって、特定個人の識別性の判断に当たっては、施設職員、利用者など施設に関する特別な情報を有する者ではなく、一般人 (施設に関する特別な情報を持たない者) を基準として行うものとする。

b 個人を識別できないが、個人の権利利益を害するおそれがある情報について

条文中の「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、

なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、カルテや反省文など個人の人格と密接に関連する情報等で、これを公にすれば、仮に特定の個人を識別できない場合であっても、個人の正当な利益を害するおそれがあるものを指す。

本件公文書中には利用者の介護サービス内容、心身情報など、個人の人格に密接に関連する利用者の心身に関する情報が含まれており、これらの情報は、仮に特定の個人を識別できない場合であっても、公にすれば個人の正当な利益を害するおそれを否定できないため、対象となる情報ごとに判断を行うものとする。

(イ) 条例第7条第1項第2号(事業情報)該当性

条例第7条第1項第2号は、「法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」については、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」を除き、非開示とすると定めている。

本件公文書中には苦情対応についての本件事業者の内規や、施設職員の研修の具体的内容など、公にすることにより利用者への対応に支障を生じたり、他の事業者に模倣されたりするなど、事業上の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報も含まれていることから、情報ごとに判断を行うものとする。

(ウ) 条例第7条第1項第4号(行政運営情報)該当性

条例第7条第1項第4号は、公文書に、県等の行う事務等に関する情報であって、公にすることにより、当該事務等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについては、非開示とすると定めている。

以上を踏まえ、本件決定における各非開示部分の開示・非開示の判断を行うものとする。

イ 本件公文書1の開示・非開示の判断

(ア) 条例第7条第1項第4号に該当するとして非開示とされた情報についての判断

本件公文書1において非開示とされた「指導の形態」の部分の一行目に記録されているのは調査の実施方法であるが、この方法は、指導の実施日には通常、関係従事者が立ち会い、関係書類が準備されていることから当然に行われるものであり、かつ、「介護保険施設等の指導監督について(平成18年10月23日付厚労省通知)」に記載されている調査の実施方法と同一である。また、二行目に記録されている内容についても実地指導において通常実施される範囲内のものにとどまっており、これらを公開しても実地指導に対する対策が容易になり、今後の実施機関による指導を困難にするおそれがあるとは認められず、開示すべきである。

ウ 本件公文書 2 の開示・非開示の判断

(ア) 改善報告書に記録されている「改善方法」欄全体及び改善報告書の添付書類すべてを条例第 7 条第 1 項第 4 号に該当するとして非開示としたことについて

実施機関は、本件公文書 2 の改善報告書に記録されている「改善方法」欄全体及び改善報告書の添付書類すべてを、条例第 7 条第 1 項第 4 号に該当するので非開示としているため、まずこれらの非開示情報の同号該当性について判断を行う。

実施機関は、改善報告書に記録されている改善方法を公にすると、今後の実地指導において支障が生じるため、条例第 7 条第 1 項第 4 号に該当すると主張しているが、実地指導に応じて事業者から提出される改善報告書は、法、厚労省令及び厚労省通知等の法令等で定める基準に基づく実施機関の指摘に対し、個々の改善方法を報告したものであり、それらの基準はすでに公表されているところである。したがって、その内容を公にすることにより事業者の違法・不当な行為を助長する可能性があるということとはできない。

また、実施機関は、改善報告書にどのような資料を添付するかについて法令等に定めはなく、その審査の内容も明らかにされていないため、改善報告書の添付書類すべてが条例第 7 条第 1 項第 4 号に該当し、非開示とすべきと主張しているが、改善報告書の添付資料は、法令等で定める基準に基づく実施機関の指摘に対し報告された個々の改善方法の内容を確認するために添付される資料に過ぎず、その内容を公にすることにより事業者の違法・不当な行為を助長する可能性があるということとはできない。

よって、本件公文書 2 に対し、実施機関が条例第 7 条第 1 項第 4 号を適用して改善報告書に記録されている「改善方法」欄全体及び改善報告書の添付書類すべてを非開示としたのは、妥当ではないと判断する。

次に、条例第 7 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に該当するとして非開示とした部分について、別表の項目ごとに判断を行う。

(イ) 条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当するとして非開示とされた情報についての判断

本件公文書 2 において、実施機関が第 1 号に該当するとして非開示としたのは、別表の項目番号 1 から 26 までの情報である。

これらの情報について、以下、開示・非開示の判断を行う。

a 利用者の氏名、施設職員の氏名等（項目番号 1～12）

これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報か、又は、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報であると認められ、非開示とすべきである。

ただし、項目番号 10、11 に係る苦情受付担当者、第三者委員に関する個人情報については、社会福祉法第 82 条及び「福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について（平成 12 年 6 月 7 日付厚生省通知）」において、社

会福祉事業の経営者は、苦情受付担当者、第三者委員を設置し、利用者からの苦情に適切に対応する体制を整備するよう定めており、通常これらの情報については求めがあれば、利用予定者など、施設と関係のない第三者にも明らかにされる性質を持つことから、慣行として公にされる性質の情報であるといえ、ただし書イに該当し、開示すべきである。

また、実施機関は、項目番号12に係る理事長・理事の署名については、偽造等のおそれがあるため、非開示とすべきと主張しているが、理事長の氏名は登記事項であり、また、理事の氏名についても「社会福祉法人の認可について（平成12年12月1日付厚生省通知）」により自主的に公表することが望ましいとされていることから、公にすべき性格を持ち、慣行として公にされる性質の情報であるといえ、直筆であるか否かを問わず、ただし書イに該当し、開示すべきである。

b 利用者の心身情報、利用者の介護サービスの内容（項目番号13、14）

これらの情報は、利用者の麻痺・拘縮、排尿・排便状況、痴呆の程度など個人の人格に密接に関連する利用者の心身に関する情報であって、人に知られたくない度合いが特に強い内面的、身体的な状態を示す性質のものであることから、たとえ特定の個人が識別されなくても、本人であれば自己の情報であることが分かる可能性があり、当該情報が本人の知らないうちに公にされることは、不快感、不安感等の精神的な苦痛を及ぼすこととなり、公にされることにより個人の権利利益を害するおそれがある情報といえ、非開示とすべきである。

c 利用者の入居室、施設職員の職名等（項目番号15～26）

これらの情報は、「コスモス」、「つばき」といった施設内各室の名前や、「ケアマネ」、「事務」といった施設職員の職名、「8/13」といった日付などの抽象的な情報であり、一般人が通常入手しうる他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報であるとは認められない。また、心身情報のように、特定の個人が識別されなくても、公にされることにより個人の権利利益を害するおそれがある情報ともいえないため、開示すべきである。

d ただし書口を適用すべきか

異議申立人は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると主張しているが、非開示妥当と判断した施設職員の氏名や、利用者の心身状況といった情報は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため開示すべき情報であるとはいえず、ただし書口を適用すべきとは認められない。

(ウ) 条例第7条第1項第2号に該当するとして非開示とされた情報についての判断
本件公文書2において、実施機関が第2号に該当するとして非開示としたのは、

別表の項目番号 27 から 31 までの情報である。

これらの情報について、以下、開示・非開示の判断を行う。

a 苦情対応についての本件事業者の内規（項目番号 27）

介護事業の運営において利用者との間で発生するトラブルの適切な処理は、利用者の満足度及び介護サービスの向上にあたって重要なポイントとなっている。各介護事業者がさまざまなトラブルに応じてどのような対応を行うかは、培ってきた知識や経験によって異なるものであり、事業者の危機管理に関する情報であると認められる。かかる情報を公にすると、利用者への対応に支障を生じたり、他の事業者に模倣されたりするなど、本件事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため、非開示とすべきである。ただし、苦情事故対応手順の項目名といった、事業に関するノウハウを含むとはいえない情報については、開示すべきである。

b 研修の具体的内容（項目番号 28）

この項目には、本件事業者がサービス改善のため職員にどのような内容の研修を行ったのかなど、事業上のノウハウに関する情報が含まれていると認められる。また、研修事業者がどのような手法で研修を行っているかなど、研修事業者の事業上のノウハウに関する情報も含まれていることが認められる。

よって、これらの情報を公にすると、他の事業者の本件事業者及び研修事業者のノウハウが流出し、事業上の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため、非開示とすべきである。ただし、研修の表題及び表題から当然予想される小見出し、研修内容のうち、公表資料の出典名が明らかにされた上で、それからの引用に近い形での記載がなされている部分（「身体拘束ゼロへの手引き」に関する部分）、施設職員が研修に対する感想を述べた部分といった、事業に関するノウハウを含むとはいえない情報については、開示すべきである。

c 理事会や会議の具体的内容（項目番号 29）

この項目には、本件事業者内部における介護サービスの改善に関する工夫及び検討の記録、また、事業管理者の選任に関する記録など、事業上のノウハウや、今後の運営方針に関する情報が含まれていると認められる。

よって、これらの情報を公にすると、他の事業者の事業上のノウハウや運営方針に関する情報が流出し、本件事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため、非開示とすべきである。ただし、会議の表題及び表題から当然予想される小見出し、苑外清掃のスケジュールなどの介護サービスの業務そのものとの関係が薄い部分といった、事業に関するノウハウを含むとはいえない情報については、開示すべきである。

d 理事長印影（項目番号 30）

介護事業者の代表者の印影を公にした場合に、事業上の正当な利益を害するおそれがあるかどうかについては、当該印影の性質・形状や使用されている状況などを踏まえて個別に判断する必要がある。

当該印影を見分したところ、理事会の議事録という法人の意思決定の経緯を記録した重要書類が原本と相違ないことを証する認証的機能を有する性質のものであると認められ、公にすると偽造等により本件事業者の事業上の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため、非開示とすべきである。

e 本件事業者内部で使用されている介護記録等の様式（項目番号31）

実施機関は、本件事業者内部で使用されている介護記録等の様式には、事業上のノウハウが含まれている可能性があるとして主張しているが、当該様式を見分したところ、日時や利用者の氏名、摂食の状況、苦情の内容など基本的事項を漏れなく記録するように記載者の便を図るといった一般的な様式の役割を超えたものとは認められず、事業上のノウハウとして保護すべき特別の工夫が施されているとはいえないため、公にすると事業上の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、開示すべきである。

f ただし書を適用すべきか

異議申立人は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると主張しているが、非開示妥当と判断した苦情対応についての内規や職員に対する研修の内容といった情報は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示すべき情報であるとはいえず、ただし書を適用すべきとは認められない。

以上の理由により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

非開示情報と審査会の判断

1 本件公文書1

(1) 実施機関が第4号を適用し非開示とした情報

非開示情報	審査会の判断	理由
指導の形態	開示	答申6(3)イ(ア)参照

2 本件公文書2

(1) 実施機関の第4号適用について

実施機関が第4号を適用して改善報告書に記録されている「改善方法」欄全体及び改善報告書の添付書類すべてを非開示としたのは、妥当ではない(答申6(3)ウ(ア)参照)。

(2) 実施機関が第1号を適用し非開示とした情報

項目番号	非開示情報	審査会の判断	理由
1	施設職員の氏名	非開示	答申6(3)ウ(イ)a参照
2	施設職員の印影	非開示	
3	介護支援専門員の資格証明書番号	非開示	
4	利用者の家族情報	非開示	
5	利用者の年齢、生年月日	非開示	
6	利用者の住所	非開示	
7	利用者の被保険者番号	非開示	
8	利用者の番号	非開示	
9	研修講師の氏名	非開示	
10	苦情受付担当者の職名、氏名	開示	
11	第三者委員の氏名、職名、連絡先、電話番号	開示	答申6(3)ウ(イ)b参照
12	理事長、理事の署名	開示	
13	利用者の心身情報	非開示	
14	利用者の介護サービスの内容	非開示	
15	利用者の入居室	開示	
16	施設職員の職名	開示	
17	施設職員の出勤状況	開示	
18	研修講師の職名、肩書	開示	
19	施設職員の研修の出欠状況	開示	
20	日付	開示	
21	介護支援専門員の資格取得年月日	開示	答申6(3)ウ(イ)c参照

22	介護サービス担当事務所	開示
23	介護サービス担当会議の開催場所	開示
24	施設職員の所属	開示
25	サービス担当者会議を開催しない理由	開示
26	照会先の病院名	開示

(3) 実施機関が第2号を適用し非開示とした情報

項目番号	非開示情報	審査会の判断	理由
27	苦情対応についての本件事業者の内規	一部開示(1)	答申6(3)ウ(ウ)a参照
28	研修の具体的内容	一部開示(2)	答申6(3)ウ(ウ)b参照
29	理事会や会議の具体的内容	一部開示(3)	答申6(3)ウ(ウ)c参照
30	理事長印影	非開示	答申6(3)ウ(ウ)d参照
31	本件事業者内部で使用されている介護記録等の様式	開示	答申6(3)ウ(ウ)e参照

1・・・項目名は開示。

2・・・研修の表題、表題から当然予想される小見出し名、公表資料の出典が明記され原典の引用に近い形での記載がなされている部分、施設職員の研修に対する感想部分は開示。

3・・・会議の表題、表題から当然予想される小見出し名、会議の内容のうち介護サービスの業務と関係が薄く開示しても事業者の権利利益を侵害するおそれはない部分は開示。